

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年9月18日(水)午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	宮田竜二君
委員	山口仁美君	委員	鈴木てるみ君
委員	徳田修和君	委員	仮屋国治君
委員	池田守君	委員	前川原正人君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君	松枝正浩君	川窪幸治君
愛甲信雄君	新橋実君	植山利博君
下深迫孝二君		

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	茶圓一智君	医療センター整備対策監 兼保健福祉政策課長	西田正志君
長寿・障害福祉課長	堀之内幸一君	重久保育園長	田中和久君
敷根保育園長	石塚洋子君	保健福祉政策グループ長	野村讓次君
障害福祉グループ長	白鳥竜也君	保健福祉政策グループ主査	禰貴子君

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

障害者等の医療費助成制度の現物給付(窓口無料)を求めるかごしまの会

黒木理恵子君 野下小百合君 (介助者:兼田望句君)

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

- 8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第57号:霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第65号:財産の処分について

陳情第3号:(継続審査)教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
陳情書

陳情第5号:障害者等の医療費助成制度の現物給付(窓口無料)を意見書として鹿児島県に求める陳情

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前10時00分」

○委員長(平原志保君)

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る9月10日に本委員会に付託

されました議案2件と陳情1件及び継続審査となっている陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは、陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時00分」

「再開 午前10時01分」

△ 陳情第5号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまから、陳情第5号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情の審査を行います。本日は、陳情者である、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求めるかごしまの会の方々が出席されています。陳情者の方々に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。なお、御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、原則、起立して御発言ください。マイクは、青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないということになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（黒木理恵子君）

私は、霧島市国分在住の黒木理恵子と申します。娘が障害を持っています。ひまわりっくらぶという国分・隼人地区在宅障害児者親の会もやっております、皆さんのお手元に配らせていただきました。本年度の活動のものです。本当に霧島市国分で障害のある子を育ててまいりましたけれども、いろいろな在宅サービスとか、そういうものが徐々に増えてきて、本当に今、有り難く生活しているなと思っております。そこで、娘は重度重複といまして、重度の肢体不自由と重度の知的障害、そして自閉症も持っているようです。そういう子供なので、重症心身障害児者を守る会という、本当に重たい子供たちの親の会に入っており、今、その鹿児島会の会長も務めております。そういうことで、この共同代表ということで、陳情者の中に入れていただいたんですけど、赤ちゃんの頃から肢体不自由がありましたので、リハビリが欠かせませんでした。一番最初に入院したのが10か月ぐらいの頃からで、リハビリをスタートして、その後もずっとリハビリが欠かせない生活であったんですが、障害者等の医療費助成というものも一つであります重心医療というものがあつたことで、リハビリに心配なく行くことができたんです。ただ、体が大きくなると車いすも大きくなって、出かけることが本当に大変になって、うちの子は、まだはいはいはするんですけど、寝たきりのお子さんだと、そういうお子さんを連れて病院に行くということが大変なんです。さらに、在宅で医療的ケアをされている方とかは、24時間つきっきりでケアをされたりとかということで、病院での時間と今、重心医療が償還払いということで、申請の手間とかがありまして、そういうものを省いてもらえると助かるということで、今、活動をしているところです。寝たきりのお子さんの話をしましたけ

れども、あと重い自閉症で動けるお子さんの場合も重心医療というものを使っていらっしゃるそうなんですけれど、そういう方だと、今度はなおさら病院で時間が掛かるというのが、一つ診療が終わってほっとしたところで、今度は会計の時間が掛かるとか、そういう一つ一つの手間というところを省いてもらえると助かるなという声が上がっています。私も障がい者等の医療費助成の現物給付（窓口無料）を求める鹿児島の会に参加して、初めて知ったのは、障がい者本人の方が自立して生活している場合も、重心医療とかの助成があって有り難いんですけども、償還払いということで後から返ってくると。それだけでも有り難いんですけど、日々、生活をしている中で大変なことがあるということを知りましたので、今日は、本人にも来てもらいましたので、お話を聴いてもらえたらと思います。

○陳情者（野下小百合君）

自立生活センターてくてくという障がい者の団体で当事者スタッフをしています野下小百合といいます。私は鹿児島市在住で、JRでこちらに来させていただいたんですが、二十歳過ぎの頃から自立生活をしています。一人暮らしをしています。マンションを借りて障がい者年金が2か月に1回給付されますが、月7万円少しの中で生活のやりくりをしています。その7万円少しの中で、私も難病指定で脊髄性筋萎縮症という病気で、毎月1回必ず南九州病院に定期的に通わないといけないですし、呼吸器を使用しています、その点検とか呼吸器の交換もしないといけないです。やはり医療費も結構掛かって、その定期的な検診だけでもかさんでしまって、申請して1か月後にその金額が戻ってくるんですけども、やはり7万円少しの障がい者年金でやりくりしていますので、後で返ってくるとなっても、今、手元にないところでやりくりするのはきつい状況です。重心医療費の申請をしに行くのも、私は車を持っていないのでバスを利用して市役所の窓口に行って申請をするという行為自体がきついので、体調をこわしたときなどは領収書を溜め込んでしまって行けないという現状もあります。ですので、窓口無料化になると本当に体的にも楽ですし、障害が進行していくタイプなので、金銭的な面もありますし、体的な面で窓口無料化はしてもらえたら助かるなと思います。

○陳情者（黒木理恵子君）

今、聴いていただいたように、私の娘は今はオレンジ学園に入所しています。施設に入っていることで一応自立した生活を送らせてもらっていると思っはいるんですけど、本当にこうやって一人暮らしをして、頑張っって自分の人生を楽しもうと思っていらっしゃる方々の御苦労というのを知ると、もう少し支援の手を伸ばしていただけると有り難いなと本当に思うんです。ほかの実行委員会とか、この求める会というのがありまして、そちらで聴きますと、生活費の十数%が医療費という人が多いそうです。少ない人で5%、多い人だと20%から25%が月の生活費の中で医療費が占めているということでした。これは本当に伝えてほしいということでも言われました。精神障がい者の医療のほうは、精神病院ほうは医療費の助成があるんですけども、精神障がい者の方々は、それ以外の医療のほうは何も助成はないという現状だということをお聴きして、そういうことも含めて、支援していただければいいなというのは、この実行委員会とか話合いに参加して、私自身も娘のこと以外で知ること多くなっって思っっている現状なんです。ちょっと読ませていただいいていいでしょうか。あるお母さんの文章なんですけれど、「医療費の償還払いから窓口無料化は以前よりで話題に上がっておりますが、なかなか解決さ

れないままです。重度の障がい児・者が病院受診するのは日常的で、窓口で医療費を支払い、申請書を記入し、市役所へ重心医療の書類を提出する。子供を連れての申請書提出への負担や医療費を記入してもらい、病院によっては、まとめて市役所に書類を提出してもらえますが、手数料が掛かります。我が家では子供が小さいときは医療費が食費を上回ることが多々ありました。受診料を現金で支払わないことで簡単に受診しようとする、ちょっとしたことで病院受診する、コンビニ受診と言われますが、障がい児者の親は、子供の体調を一番よく分かっています。無駄な受診はしません。まして、小児科医や病院の夜間の負担を減らすために、夜間、具合が悪くなっても朝まで自宅でできる療養を精一杯行っています。そんな心身の負担を減らすためにも、窓口無料化にさせていただきたいと強く願っています。」こういう声も届いております。なかなか市町村での実施は難しいと言われ、県への要望が本当に高まっているところですよ。もう1枚、資料でお示ししましたが、現物給付を求めていること、あと多くの障がい者団体などから、この要望はあるんだけど、なかなか県で取り上げてもらえていないということ、実施してもらえていないということ、あと、一番最後には、先ほど野下さんから話がありましたけれども、やはり医療費だけではなく、本人の方とか特に、交通費とか、いろんなところでお金が掛かるということで、ぜひ窓口無料というのもさせていただきたいと思っています。私たちも署名活動を広げて、県内の皆さんの声を集めていきますので、ぜひ霧島市議会からも県へ意見書を提出させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

先ほど精神障がい者の医療費助成制度もということをおっしゃいましたけれども、障がい者の区分でいくと、全国的には幾つくらいの医療費の助成制度があるか御存じですか。

○陳情者（黒木理恵子君）

詳しくは分からないんですけど、難病の方とか、いろいろ障がい者の区分に分けて助成のほうはあるみたいですけど、詳しくは分かりません。重たい子たちというか、うちの娘は重心医療というのを使っていましたし、痙攣を持っていらっしゃる人とか、先ほどの精神障がい者の方も、自立支援医療というのか、そういうものをよく聞きますけれども、まだほかにもあるかもしれませんけれど、ちょっとそこは分かりません。

○委員（仮屋国治君）

分かりました。あと手数料というのは、今現在の医療制度でどのくらい取られるものですか。

○陳情者（黒木理恵子君）

この場に立って、いろいろ質問されているのに実は分からないんですけど、娘が入所になって、在宅生活のことをちょっと忘れかけているところがあって、私が、この場に立ったことを「しまったな」と思っているところなんですけれど、手数料というのが、証明書を書いてもらうとか、そういうところに一つ一つ――。乳幼児医療だと1通につき50円とか100円とか、そんなことが昔、私の娘が小さい頃は、証明書を書いていただいてお金をというときの、そういうときの申請書に掛かる病院と無料で出してくださる病院があったのはありますので、もしかしたらそういうことなのかもしれないです。

○委員（前川原正人君）

障がい者等ということで、等が入っているわけですがけれども、この等の内容というのはどう
いうことを想定した文言になっているのかお示しいただけますか。

○陳情者（黒木理恵子君）

これが、この会の名前を決めるときに、どういう会にしようかということで話し合った経緯
はありましたけれども、身体障害、知的障害、精神障害、あと難病とか、先ほど質問いただい
たんですけれど、いろいろな医療費助成制度というのがあるみたいなんです。それで、どれも
漏らさないためにと言ったらおかしいですけど、皆さんに掛かる医療費助成制度としてあっ
て、還付になっているところ現物給付をお願いしたいという意味合いで、障がい者等というふ
うにしてあります。

○委員（前川原正人君）

先日の9月12日でしたか、三つの医療を良くするというで、三つの医療というのは、乳
幼児医療、一人親家庭医療、それから重度心身障害者の医療、これは全て含むということで、
今おっしゃるようなことになるでしょうけれども、その中で女性団体が、三反園知事に対しま
して要望書を出したよと。改めてでしたけれど、三反園知事の公約を見てみましたら、3番目
に医療福祉、みんな元気な鹿児島、医療福祉で日本一にしたいと。子ども医療費の助成は、窓
口での一次払いを完全にゼロにしますと。そして障がい者をその人の個性と捉える多様性のあ
る社会を目指しますということで、実にいい選挙公約になっているわけです。ですから、そう
いうものも含めた上で、今回の意見書を出していただきたいという、そういう思いが重きに位
置付けられているという理解でよろしいですか。

○陳情者（黒木理恵子君）

ありがとうございます。そういう形でお願いしたいと思っています。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、確かに先ほど野下さんのほうからもありましたけれど、障害年金が7万円ちょ
っとで、あと自立をするためには、どうしてもお金があると。手数料が必要であったりとか、
移動手段とかおっしゃったわけですがけれども、概算でいいのですが、やりくりをしながらの
実際の手出しというのが、どれくらいあるものでしょうか。

○陳情者（野下小百合君）

7万円ちょっとの暮らしなんですけど、マンションを借りていますので、それで三分の一くら
いは持っていかれます。私は重心医療費制度も使っていますが、特定疾患の難病指定の制度も
使っています。呼吸器のレンタルが特定疾患の制度を使わないと、すごい金額になってしま
います。10万円を超えるので、特定疾患の上限額が5,000円です。5,000円で毎月1回特定疾患の
定期検診は受けています。風邪とか歯医者とかの体調不良のときは近くの病院に通って、それ
は難病指定に入らないので、薬代と診察料が掛かります。その5,000円とほかに風邪などのほかに
掛かった病気は、市役所の窓口で領収書を持って行って、申請書を書いて、その料金が1か
月後に返ってくるという形になります。私は、バス移動がとてもきついで、溜め込んでしま
って、1か月に1回行かないときもあります。

○陳情者（黒木理恵子君）

先ほど言った中でもあったかもしれないんですけど、自立して年金で暮らしている方にとっての月々の病院が1回、2回ならまだいい、それでも大変は大変なんでしょうけれど。体調を崩している月に手元にお金がなくなって、でも具合が悪いときの苦しさということをお話されていまして、後から返ってくるからいいのではないかと、私も自分が子供を育てているときは、それだけでも有り難いと本当に思ってきたんです。こういう制度があつて良かったなと思いつつながら、娘を育ててきたんですけども、今、そういう方々の話を聴くと、それだけでは大変だという方々がまだまだいらっしゃるんだということを知って、私もそういう方々の力になりたい、支援していきたい、皆さんの御支援を仰ぎたいという気持ちでいっぱいしております。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

今、申請が窓口でしかできないということなんですけれども、郵送での受付はしてもらえないのでしょうか。

○陳情者（野下小百合君）

申請書が市役所に置いてありますので、記入と押印をしないとその場でできないと思いますので、多分、郵送は無理かと思います。領収書も提示をしないといけないので無理かと思いません。

○委員長（平原志保君）

ほかの地域では、事前にその紙を送ってきてくれて、郵送でやれる所もありまして、現に私も県外で受けたものは償還払いのものは、そんな感じでやっていました。そこはもともと現物給付のところだったんですけども。ありがとうございます。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第5号の陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時30分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に、引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

陳情第5号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情につきましては、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成事業における、現在の償還払いの運用について、現物給付へ変更するよう求めるものであります。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

陳情第5号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情につきまして、説明申し上げます。本市における重度心身障害者医療費助成制度は、医療機関の窓口で一旦自己負担額を支払ったあと、市役所の窓口へ申請書を提出することで、約1か月後に自己負担分が助成される制度です。一旦窓口で自己負担を支払うお金がないといった意見や支払いを待っている間に障がい児が落ち着かず、対応に困ってしまうといった意見は窓口でも聞いています。現物給付導入により、手続きが不要になるメリットがあります。また、現在の償還払いについては、職員1名臨時職員3名で業務を行っていますが、現物給付により現在の事務が軽減されるメリットもあります。一方で、これまで申請を行っていなかった方の分の医療費が増加することにより、助成額や国民健康保険連合会への事務手数料の増が予想され財政を圧迫する原因になるというようなデメリットも想定されることから、財政負担軽減のため助成対象者の制限（所得制限等）を設けなくてはならない状況も予想されます。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

今、御説明いただいた中で、デメリットの部分、「一方で、」からのくだりなんですけれども、これは課長の意見ではないような気がするんですが、県の見解ですか。その辺のところを御説明願います。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

実際にデメリットとなる部分につきましては、口述書の中にも記載してあるんですけれども、重心医療の申請につきましては、支払った額が少額であったり、その都度、市役所の窓口申請を行うことにちょっと不便さがあるといったようなところから、未申請の方も結構いらっしやいます。そういったことで、現物給付になることでそういった方々の分も対応していけないという、財政的な負担が伴うということは、これは実際そういうことだと思っております。先ほど申し上げましたとおり、そういったところから財政負担軽減のためということで制限を設けなくてはならないという状況が伺えるということで、これはもうそのとおりでございます。

○委員（仮屋国治君）

今回の陳情は県にですから、執行権者は県ということになるわけなんですけれども、県の立場で物を言っているのがちょっと理解できないというところなんです。だからこれは課長の見解なのか、県の見解のかということをお聞きしたんですけれども、もう一度お答えいただけませんか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

県の見解ではございません。県のほうからこのことに対する見解をこちらから伺ったことはこれまでないところです。

○委員（仮屋国治君）

伺っていないと言われてはちょっと質問しにくくなりましたけれど、県の見解、動向はいかがなものかということをお聞きしたかったんですけれども、今、現物給付に踏み切らない理由はやはりこのような理由だけなのか。今後ちょっと見直しをしていくような気配があるのかとか、

その辺のところは全然つかんでいらっしゃいませんか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

デメリットの部分とメリットの部分とございまして、メリットにつきましては、今、申請手続きを月2回受けております。それに伴う締め作業、こちらのほうでの事務処理が伴うわけですが、そういう現物給付化することで、そういう事務の軽減が図られるというところがまず1点目でございます。もう一つは、先ほど申しましたとおり、申請者の側に立ちまして申請する手間が省けると。あるいは市役所まで、その都度、申請手続きを行う必要がなくなるといったところでございます。この重度心身障害者の医療費制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、霧島市におきましては月2回、申請を受けた分について締めを行って、翌月2回のお支払いということなんですけれども、他市においては月1回というような話も聞いております。本市につきましては、少しでもご本人さんがお支払いした分について早く償還できるようにということで2回お支払いをしているという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

仮委員の質疑と若干かぶると思うんですが、一番下の「一方で、」のところで、財政負担の軽減のための助成対象者の制限を設けなくてはならないんだとおっしゃるわけですが、逆に、鹿児島県が償還払いをなくして現物給付にした場合、そういう場合の市町村の負担というのは、それでも発生するという理解でいいんですか。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

今年度の実績の数字を拾っておりますが、今、重度心身障害者医療費助成を受けられる受給対象者は9月1日現在で2,931名いらっしゃいます。今年度4月以降8月までなんですけれども、申請件数が月平均5,000件を超えております。その中で4月から8月までに申請を出された実人員を拾ってまして、これが2,418名です。よりまして、513名の方が受給資格がありながら申請をされていらっしゃらないという状況か伺えます。つきまして、この500名を超える方が申請をされていらっしゃらないわけですが、これが現物給付化になりますと、この方々の分がまた上乘せされるというような状況が伺えるところです。

○委員（前川原正人君）

今の答弁を聴いていると、県が現物給付にしても市町村の負担は消えないということになると思うんですけれども、問題は、あくまでも申請主義ですので、申請をして初めて返ってくる。申請しなければそのまま。例えば今おっしゃった513名の方たちが無申請だと。これが小さいまちであればそれこそあなたの世帯はこうですよということで、微に入り細に入ったような取組もできるんでしょうけれども、513名の皆さん方はどういう理由によって申請をしないのかということで、分析などはされたことはないわけですか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（白鳥竜也君）

実際、この方々が申請をされないのか、病院に行っていないのか、どちらなのかというのは把握できないところです。レセプト情報がないので、そこまで詳細に調査したことはありません。

○委員（徳田修和君）

陳情趣旨の中に現物給付を求めるということ以外にも、窓口での手続きの負担感が大きいとい

うような陳情者の説明もございました。本市では月2回申請を受け付けられているということなんですけれども、そこら辺の対応の在り方というのはどのような状況なのかお示しいただければと。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（白鳥竜也君）

先ほど課長からもありましたように、県内の多くの自治体では月1回の申請受付の締切を設けてまして、翌月にそれをお支払しているという流れでございます。霧島市でも以前はそういった流れだったんですけれども、やはり一旦立替えるお金が厳しいという御意見があったために、月2回の締切を設けてまして月2回の支払い日を設けるという形で、長くて1か月以内には支払いができるような体制を取ったところでございます。

○委員（徳田修和君）

先ほど平原委員長からも少し質問もあったんですけれども、そういうときに窓口申請に来られるのが困難な方が郵送であったり、窓口直接来なくても申請ができるというような手続きを本市では取られているのでしょうか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（白鳥竜也君）

本市でも郵送での受付等は行っておりますし、市役所まで車で来られて駐車場からなかなか窓口まで来るのが困難という方の場合は、駐車場までお受け取りに行ったりとかもしております。

○委員（鈴木てるみ君）

ほかのまちでは、障害者施設に申請書類の回収を委託しているところがあって、病院に申請がたまっている分を回収して市のほうに届けるというふうにしているところもあるようですが、霧島市ではそのような話は出たことはなかったのでしょうか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（白鳥竜也君）

本市はそういった回収作業に関する議論をしたことはないんですけれども、他市でそういった業務を行っているという情報は聞いたことはございます。

○委員（前川原正人君）

重度心身障害者、障害児の部分に特化して言わせていただくと、助成金の負担割合ですね。金が掛かるわけですけど、それは特定疾患だったりとか難病指定だったりすれば当然それなりの対応措置があるわけですけども、国縣市町村の負担割合というのはどのような実績になっているのか、お知らせいただけますか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（白鳥竜也君）

この重度心身障害者医療費助成制度につきましては県の事業になりまして、県が二分の一、市が二分の一の負担ということになっております。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

まず、先ほど仮屋委員が質問された部分については、予想されるということで、こういうことが考えられるのではないですかという意味での答弁であったところです。皆さん御存じだと思わんですけれども、子ども医療費につきましては、鹿児島県が昨年10月から非課税世帯のみ現物給付方式にしているところでございます。実は県の市長会でも、昨年平成30年度に県への要望ということで、「重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療助成制度の給付方式

の見直しについて」というので、「多くの都道府県で現物給付方式が導入されるなど制度の拡充が図られてきたところである。については今後更なる子育て支援の推進や、障害者福祉の向上を図り、利便性を高める観点から給付方式の見直しを強く要望する」ということで、市長会からも要望しているところでもありますので、我々としても、いろいろなメリット・デメリットがあるんですけども、こういう要望をされていて見直しをしてもらいたいということで県には要望しているということはお伝えしておきたいと思います。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

今のところの確認なんですけれども、財政負担軽減のための助成対象者の所得制限を設けなくてはいけないというところは、例えば非課税世帯だけはやりますけれども所得がある人はもし現物給付になってもできませんよとか、そういう意味のことですか。線引きはそういう意味でよろしいのでしょうか。

○長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（白鳥竜也君）

ほかの都道府県の例を見てみますと、やはり所得で一定の線を引きしている都道府県が多いように思われておりますので、所得での線引きという意味での答えであります。

○副委員長（宮田竜二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時48分」

「再開 午前10時49分」

○副委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第5号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時49分」

「再開 午前10時50分」

△ 議案第57号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第65号 財産の処分について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第65号、財産の処分について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

次に、議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての概要を説明させていただきます。霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、令和2年4月から敷根保育園の民営化を行う予定であり、これに伴い、市立としての同保育園を廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。また、今回の民営化において、敷根保育園の建物を無償で譲渡することとしておりますことから、議案第65号、財産の処分についてを併せて提案し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、保健福祉政策課長が説明いたしますので、よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

議案第57号につきまして説明いたします。この議案は、平成24年7月に策定し、平成31年4月に改訂した霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく敷根保育園の民営化に伴い、同園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものであります。これまでに隼人保育園ほか4園を民営化したところであり、今回も同様の手順で、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立保育園民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。1法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、民営化の移管先として適当であると判断され、市ではこれを受け、社会福祉法人清心福祉会を移管先として決定し、協定を結んだところでございます。このようなことから敷根保育園の民営化に当たり、同保育園を廃止するため、今議会に、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案を提出したところでございます。なお、経営移管は令和2年4月1日を予定しておりますが、前回と同様、本一部改正条例の施行日を、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日として、規則委任しております。次に、議案第65号につきまして説明いたします。民営化に伴う敷根保育園の土地・建物の不動産鑑定評価を行ったところ、土地評価額1,602万9,980円、建物評価額150万円でありました。庁内で検討の結果、土地は評価額どおりで有償譲渡、建物は無償譲渡として公募を行いました。建物につきましては、昭和52年の建設後42年が経過し、経年劣化が随所に見られるほか、直近3か年の維持・補修に約277万円を投入しており、今後も修繕または施設の更新が見込まれることから無償としたところでございます。なお、建物は移管日の現状をもって引渡すこととしております。以上で説明を終わります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

譲渡先の社会福祉法人清心福祉会は、東京ということで意外なんですけれども、どのようないきさつで入札に参加されたのか。それと経営規模はどのようなものか、概要をお示しいただきたいと思います。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

今回の敷根保育園の民営化につきましては、社会福祉法人清心福祉会のほうに手を挙げていただいたわけなんですけれども、その法人設立は、昭和53年と古い歴史を持った法人でありまして、東京を中心に展開されているわけなんですけれども、保育園を15園、そのほか学童保育所を3

か所、老人ホーム等の経営もされているところでもあります。霧島市内におきましては平成29年から鹿児島空港わらべ保育園の認可を受けまして、霧島市の保育に携わっておられます。あと社会福祉法人の指導監査の状況につきましては特に問題のない法人であります。

○委員（仮屋国治君）

溝辺のわらべ保育園の規模というのはどのような状態ですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

わらべ保育園の定員は30名であります。

○委員（前川原正人君）

今回の条例提案というのは平成23年でしたか[15ページに訂正発言あり]、民営化計画が策定をされて、それに基づいて進められてきた経緯があるわけですがけれども、現在、敷根保育園は定員は60人と理解しているんですけれども、実数は今どのような状況なのか、お知らせいただけますか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

実数につきましては40名であります。

○委員（前川原正人君）

それと同時に、職員の皆さん方の状況は、例えば、正規職員の方が何人で、非正規の方が何人で、調理員の方が何人いらっしゃるかというその詳細をお知らせいただけますか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

現在、敷根保育園は総員14名の方がいらっしゃいます。園長1名、保育士4名、うち1人は育休中であります。以上5名が正規職員になります。あと嘱託の保育士が3名、嘱託の調理員が2名、14日勤務の非常勤保育士が3名、14日勤務の非常勤の栄養士が1名いらっしゃいます。以上9名が非正規職員となります。

○委員（前川原正人君）

一番の関心事は、正規の人たちはちゃんと部署変えて、これは地方公務員法で身分が保障されているわけですが、非正規の人たち、今おっしゃった嘱託の人たちも含めてですけど、正規ではない人たちの処遇がどのように取り扱われていくのか、そのことが、例えば、今度法人と契約を結んで、協定書なりを結んで、どういうふうになるのかということが一番の非正規である人たちの関心事だと思うんですね。その辺についてはどのように展開していくのか。どのようなその話合いが行われているのか、お知らせいただけますか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

まず民営化に当たりまして、4月下旬に身分移管のアンケート調査を行いまして、非正規職員の方なんですけれども、4名が移管希望され、5名が移管希望しないという状況でありました。その後、9月下旬、今月下旬になるんですけれども、再度身分移管のアンケート調査を実施していきます。法人との話合いの場なんですけれども、まず4月2日の保護者説明会のときに、市と保護者の方とか職員の方とかの話合いがありました。7月23日に法人によるプレゼンテーションが行われたわけなんですけど、そこで職員の方からのいろいろな質問も法人のほうに出されまして、回答を得られております。その後、再度、保護者のほうから身分移管の関係について法人のほうに尋ねたいことがありましたので、話合いの場を設けました。8月2日と

9月2日に職員の方と法人の話合いを持ったところであります。そこである程度、職員の方々の疑問に対しましては法人から示されまして、不具合的なものはないような感じで今進んでいる状況です。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃる職員というのは非正規の皆さんという話の前提になっているという理解でいいですね。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

この見方もいろいろありまして、これまでも民営化計画が進められてきた経緯の中で、たまたまなのか、都合よくなのか、問題は保育環境が変わるようであれば、預けられればよいということではないと思うんですね。子供たちへの影響、保育環境が特段変わることはないと思いたいんですけども、そういう子供たちへの影響というのは一つの懸念材料だと思うんです。だから、その辺の協議。ただ言葉で「保育環境が変わらないようにしてくださいよ」「はいはい分かりました、そうします」というのでは何も担保もないと思うんです。だからその辺の行政、移管先法人、預けている保護者の皆さんとの協議というのがどの程度まで熟慮されているのかということが心配なわけですけども、それについてはどのような議論をされているわけですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

保護者との関わりなんですけれども、先ほど申し上げましたが、まず、7月23日に法人によるプレゼンテーションを行いました。その場で保護者からの意見としましては「保育方針が大きく変わるところはないか」とか「給食は園で作られるのか」とか「職員の入れ替わりの少ない園であってほしい」とか、そういった意見が出されております。そこらあたりを加味した上でプレゼンテーション時にもだったんですけども、法人のほうから、現在の保育園のやり方をまず引き継ぐという話が出ておまして、やり方を変える場合は保護者の方々の意見を聴いてやっていくということをお話されております。参考までになんですが、法人の今後の考え方なんですけれども、既存施設の一部に調乳エリアを設けまして、0歳児の受入れができる環境を整えたいとかいう話も出ております。そのほか、なるべく近い将来に、新しい園舎も建設したいとか、前向きな意見も頂いているところでありまして、今後、保育環境も整っていくのかなと、こちらとしては考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今、新橋議員から言われたんですが、定員は変わらないんですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

定員はそのままです。

○委員（前川原正人君）

議案第65号の中で、先ほど口述のほうで約1,600万円で有償譲渡をするとおっしゃったわけですけども、これは鑑定評価を入れた金額ですということでありました。この支払い方法はどのような方法により支払いするということになっているのか。それと面積もお知らせください。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

まず支払い方法なんですけれども、協定書を敷根保育園のほうと現在結んでおりまして、土地の譲渡の期日が令和2年2月29日までに土地の対価を支払っていただくという形をとっております。あと土地の面積につきましては2,357.35㎡であります。単価につきましては、坪単価2万2,479円です。平米で言いますと6,800円になります。

○委員（前川原正人君）

現状を見たときに、入口が大変狭いですよね。二重になっていますよね。それはセキュリティ上致し方ない部分もあると思うんですけれども、例えば法人移管になったときに、入口ももっと利便性のいいようにと、そういうことも協議の中で——。それはまあ移管先法人が判断をするべきことなのかどうなのか。私たちは分からないわけで、行政としてはどのような方式というか、セキュリティは当然ちゃんとしなければいけないし、しかし一方では利便性という点でも当然考えていなければならないと思うんですが、その辺の協議というのは、なされてはいらっしゃるんですか。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

その辺のことにつきましても、そのままを引き継いでもらうということですので、その後につきましては法人が考えてくださると思います。

○委員（池田 守君）

現在の建物が昭和52年で、40年以上経過していて古いということでしたけれども、耐震等の診断はしてあるのか。それと、近いうちに新しい園舎に建て替えるという話を聞いたんですけれども、この場所は背後に山が控えていて、崖も近いんですけれども、その辺の条件は新しい園舎に建て替える場合にクリアできるのか。調べていらっしゃいますか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

現在、敷根保育園につきましては耐震診断は実施しておりません。あと、保育園の位置なんですけれども、山を抱えているということで危険区域ではないかということなんですけれども、ちょうど敷根保育園のある場所が、道路を挟んでなんですけれども、急傾斜地崩壊危険箇所のちょうど間に位置しておりまして、がけ崩れ等により被害が及ぶと予想される区域ではない状況になっております。ただ、保護者の方から説明会のときに、土砂止めが造れないかと法人に提案がありまして、法人側としましては園舎の北側の部分に土砂止めを設置するという考えで今進んでいるところです。

○委員（徳田修和君）

先ほど民営化後の保育環境の変化についての質疑で、このまま引き継ぐし、事業計画も0歳児の受入れの充実だったり、新設の予定の話等出ていたんですけれども、これまでも民営化は進めてきたところであって、その中でも、民営化後にまた新たなサービスとかも行ってきた園もあると思うんですけれども、今まで、民営化をしてきた園等で、その後の保育環境に対してのトラブル、苦情と言いますか、何か問題が出たケースがあるのか。今までの民営化を進めている中での実績というところをお示しいただければなと思います。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

現在、5園、民営化したわけなんですけれども、特に保護者からの苦情等は寄せられていない状況であります。民営化した後につきましては、概ね3か月後に保護者の方々にアンケート

を取るようになっておりまして、今年は、4月から民営化した清水保育園が既に3か月が経過しているんですが、今回は行事等がある程度終わってから意見を募集したほうがより保護者の意見がもらえるのではないかとということもありまして、9月中旬ぐらいにアンケートを発送して、現在、回収中であります。

○委員（前川原正人君）

先ほど私、民営化計画は平成23年と言ってしまったんですが、平成24年7月です。訂正しておきたいと思います。それともう一点は、先ほど坪単価でいくと2万2,440円と。平米でいきますと6,800円ということで、これはあくまでも鑑定評価でみた場合の金額なんですけれども、一概には言えないと思いますが、大体のこの地域の実勢価格との差がどれぐらいあると認識されていらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

不動産鑑定評価を出すときには、その実際の取り引きの価格とか実勢価格等を加味した上で鑑定評価が出てまいります。そこで今回は、平成27年5月1日時点の鑑定評価額に、その後の時点修正をかけました額となっているところでございます。

○委員外議員（新橋 実君）

実数が40名ということでびっくりしたんですが、以前はほぼ定数いっぱいだったわけですが、まず、これが40名になった原因を教えてください。

○敷根保育園長（石塚洋子君）

原因としてははっきりとは分からないんですけれども、現在、うちの保育園が乳児施設がないということで、乳児が取れていない。乳児でも離乳食の終わった11か月くらいからのお子さんをお預かりしているということで、まず、1歳児は一人当たりが3.3㎡面積が必要になるので、未満児の部屋が狭いので、乳児を取れないのに加えて1歳児もたくさんは受入れができない。そして、その子たちが2歳児に上がったときに新規で取れる人数が限られてくるということ。その子たちがスライドで上がっていくとなった場合に、以上児もそれだけの人数しかなかか入らない。というのが、既存の保育園とか認定こども園、幼稚園等が増えて、どこも待機児童の解消のため分園等をつくっていらっしゃるの、そこに入っているお子さんたちがそのままほかの園に移行されるので、なかなか3歳以上児から新規で入ってくるお子さんが最近少なくなってきたというのが一つの原因ではないかと考えているところです。その辺のことが定員になかなか達しなくなった一つの原因ではないかと思っているところなんですけれども。

○委員外議員（新橋 実君）

現在の定数はわかりますか。0歳児が何名、1歳児が何名とか。

○敷根保育園長（石塚洋子君）

現在40名実数がいるんですが、その中で0歳児は0名、1歳児が5名、2歳児が7名、3歳児が9名、4歳児が12名、5歳児が7名という状況です。定数は60名です。0歳児は11か月以上の子は2名は取れます。1歳児を5名、2歳児を9名まで取れます。3歳児が14名、4、5歳児で32名、全部で62名までは最大で取れるという計算になっております。

○委員外議員（新橋 実君）

今回移譲される場所はその辺もしっかり対応していただけたらと思いますけれども、あと先

ほど言われました、この土地の面積2,357.35㎡。これは現在、境界がはっきりしていないけれども、多分私が思うに、南側のフェンスから北側の県道までだと思うんですけども、そこは間違いないですか。西側においては、がけのところまでかなと思うんですが、東側においてはあのフェンスまでかと思うんですが、今後、境界をしっかりと出されて対応されていくのか、その辺を教えてください。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

不動産鑑定を入れる際に、立ち会いのもと、境界に評価につきましては杭を打っております。

○委員外議員（新橋 実君）

杭は打ってあるんですけども、今後、その業者の方が例えばフェンスで区切るとかそういうことをされるんですが。それとも現状のまま何もされないのか。今までは南側からも先生方は車を入れたりしていたんですよね。その辺のこともあるものですから、どのように考えていらっしゃるのか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

恐らくフェンスのところが境界になっていると思います。この下は霧島市役所の市有地ですので、搬入するときとかそこを今までどおり使用するのには問題ないのかなとは思っているところです。

○委員外議員（新橋 実君）

民間移譲することは、私も今の敷根保育園がどうかというわけではないんですけども、今後、民間の風が入ってよくなることを祈りますけれども、職員の方も雇用される方はしっかり雇用していただいて、敷根保育園が引き続いて立派な保育園になるように、市としても見守っていただくように要望しておきますのでよろしくお願いします。

○委員（前川原正人君）

先ほどの仮屋委員の質疑の中で、県内での実績としては空港のわらべ保育園の実績があるということなんですが、これは霧島市内での実績ですよね。ほかの例えば鹿児島県内の自治体での実績というのはいないわけですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

県内ではわらべ保育園のみであります。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、民営化実施計画の中でもうたわれているし、今までの経過でも明らかになっているわけですけども、正規の人たちはそのまま移管しますのでいいんですが、非正規の人たちは最低3年間は雇うんですよという一つのルールがあったと思うんです。ただこれの一番の問題は4年目からどうなるのかということが一番心配なわけです。ですからそれを考えた時に、非正規の人たちは調整弁ではなくて、事業所として地域の経済だったり子供関係に従事する人材ですので、その人たちの4年目以降の処遇がどうなるのかという心配があると思うんです。その辺についても協定書の中ではしっかりとうたっているんですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

協定書のほうにはうたわれてはおりませんが、まず法人の考えなんですけども、今後、臨時職員の方と面接をするんですけども、その面接の際に、事前に今もらっている給料の明細

を提示いただければ、それ以上の処遇改善した給料で提案をしていきたいという考えもお示しがありますし、また、現在残っておられる職員の方々なんですけど、その方々も全員引き継いでいきたいという意向も示されているところでございます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

実は協定を9月17日に結んだところなんですけれども、その中に「(保育運営等)第6条で、募集要項における条件を遵守し、乙(清心福祉会)が作成した敷根保育園移管申込書に記載した事項及び選考委員会のプレゼンテーションにおいて説明した内容を真摯に実施しなければならない」というのが協定の中にうたわれておりますので、前川原委員がおっしゃったことについては遵守していただかなければならないというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それは遵守するのが当たり前なんですけれども、民間になってしまうと、行政から手が離れてしまうわけです。だからそこが一番の心配なわけです。疑えば切りがないですけど。もう一つの心配は、民間になったとき、万が一、撤退をするとすると、今度はその受皿自体がなくなってしまうわけです。仮定の話はできないんですけど、そのときにも行政のほうがかかりと、今の御時世、何が起こるか分かりませんので、そういうことまで想定した協定書になっているんですか。どうなんですか。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時25分」

「再開 午前11時27分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

なかなかお答えが難しいんですけども、ここが社会福祉法人ということで、企業型ではないということで、最初から撤退するという想定をしていないものですから、そういう協定自体が結ばれていないが事実なんですけれども、我々としても社会福祉法人ということで監査も致しておりますので、撤退をするということはある得ないというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

仮定の話をしてもしかたがないですけど、実際、現実であり得る話なわけですよ。実際採算が合わなければ民間業者は撤退するわけです。東京、大阪ではもう既にやられていることで。あと本来であれば協定書の中に、徹底しないこととは書けないので、後々のそういうセキュリティ的な、受皿的なそういうのも今後は必要ではないのかなど。これは参考までに述べておきたいと思います。それと今、保育士の確保の問題が社会問題化してるわけです。保育士の確保をどうやって見つけていくのか。一番いいのは胸にプレート貼ってもらって「私は保育士の免許があります」というのが一番いいんでしょうけれど、学校の先生も一緒に資格の問題です。その辺の協議等というのは協定書とかでは結んではいられないですか。あくまでも運営方法、プレゼンテーションの中での議論ということしかないのか。保育士の確保

というのは移管先法人にどのような考えがあるのかどうなのか、お聴きをしておきたいと思えます。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

協定書等には保育士の人員確保については載せていないんですけども、まず法人のほうは民営化後、15人でスタートをしたいということもありましたので、そのため今働いていらっしゃる非正規の職員の方々にはもう全員残っていただきたいということを言われておりました。あと残りにつきましては今後募集を掛けたりとかという形で確保していくという話も伺っております。

○副委員長（宮田竜二君）

公募されたときに、名乗りを挙げた団体は何団体。[「1者だけ」と言う声あり] 1者だけだったんですね。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、議案第57号及び議案第65号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時34分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、議案処理に入ります。議案処理の順番は、議案第57号、議案第65号、陳情第3号、陳情第5号の順で進めてまいります。

△ 議案第57号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第57号、霧島市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加いたします。今回の議案は、平成24年7月に策定された保健福祉施設民営化計画に基づき、敷根保育園の民営化に伴い、条例から削除するものであります。同じく、議案65号も建物を無償譲渡とする内容であります。審査の中で明らかになったわけですが、保育園で働く方たちや子供を預けている保護者の方たちの一番の不安は、今後を担って民間業者が撤退した場合、保育士の確保ができるのか。保育の質の低下などの不安があることも事実であります。今後の老朽化した施設の修繕費用に係る経費が増大することもあるわけですが、民

営化の背景は、「民間ができることは民間に」という13年前の三位一体の改革に基づき進められております。公立保育園に対する運営費として国・県の補助金が廃止され、地方交付税への一般財源化により自治体の負担を軽減するというそういう大きな問題にも原因があると思います。これまで行政の責任で運営してきた行政財産は市民の財産でありますし、効率化を重視した民営化ではなく、行政の責任と公の施設としての責任を果たすべきであると思います。最後に、一番言いたいことは、公立で存続させることが現場で働く人たちの安心を担保するという点でも、今回の民営化の議案には賛成できないということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は、議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。本件は、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づいて、敷根保育園を民営化するものであります。これまでも計画に基づき保育園の民営化を進めてきました。いずれも現在は移管先法人で健全また適正に運営がなされているところであります。また、民営化後は、公立ではできていなかった新たな保育サービス等も拡充されております。さらには認定こども園として機能拡充が図られている園もあると伺っております。今回受けていただく法人は、東京の法人ではありますが、現在も多くの施設を運営されており、本市内でも鹿児島空港で1園運営ということで、実績のある法人でもあります。撤退であったり早急に保育環境がなくなるというようなことはないというふうに認識しております。さらに民営化後の計画として、0歳児からの受入れ部分の拡充を図る、また、園の新設を含めた保育環境の拡充というところの計画もあると示されております。新たな保育サービスの可能性が出てくる期待ができる民営化計画であると思います。霧島市保健福祉施設民営化実施計画自体についても、民間や法人等でできるものは任せるべきであり、可能な限り行政のスリム化を図っていくべきであり、支持しているところでございます。このことで福祉政策の後退につながることもなく、更なる保育サービスの拡充につながるものと申し添え、委員諸兄姉の御賛同を求め、討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

採決します。議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名。賛成多数と認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第65号 財産の処分について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第65号、財産の処分について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名。賛成多数と認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

私はこの陳情第3号は、個人的には不採択すべき案件ではないかと思っております。これはまた討論のときにでも申し上げますけれども、ただ、全国市議会旬報の第2095号でも報告されておりましたけれども、この義務教育国庫負担制度の堅持・拡充等の意見書というものは、全国の市議会でも5月から7月に可決したもので最も多い意見書ということで、今、全国的にもしっかりと上げていかないといけない意見であるという認識はございます。仮に、今回の陳情者は全ての項目をということで意見書を求める陳情を上げていらっしゃるわけですが、やはり私的には、複式学級の解消というところがどうもそぐわないのではないかという認識を持っているため、採択であればこのまま意見書を上げるわけですが、仮に不採択となった場合は、ここの複式学級の解消等を抜いたような形で意見書を議提として上げるのも一つの方法なのかなと思いますので、皆様の御意見等をお伺いできればと思っております。

○委員長（平原志保君）

ただ今、徳田委員から、不採択になった場合の話でしたけれども、委員会として議提を出したほうがいいのかというような意見が出ております。それをやるかどうかは、この後の結果によって決まると思うので、まず今回、採決にするか継続にするかというふうに普通はやっていくんですけども、今回先延ばしをしてもしょうがないので、採決する方向でよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

では、先に採決をして、その後、今の意見をまた考えていきましょう。では、採決することに決定しましたので、これより、陳情第3号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（徳田修和君）

私は、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、反対の立場で討論します。本陳情の教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める点は賛同し、陳情者の思いも受け止めているところでもあります。昨年9月議会でも同趣旨の陳情を採択し、議会から意見書も提出しています。また全国的に見ても、本年5月から7月にかけて全国の市議会でも可決された意見書677件のうち90件と一番多く、切実な案件であると理解しています。私がこの陳情に反対している点は、複式学級の解消というところです。審査の中でも、複式となる定数ぎりぎり構成されている学級など、授業を進める場合や、教職員への負担など厳しい現状があるとのことで、ある程度の解消は進めていかなければならないということは理解しつつも、一定の人数がいらないとできないスポーツの実施や学年間を越えた交流が得られるメリットがあるという有効性も報告されていました。本市は複式学級をとっている学校も多く、単純に解消を求めていく意見書を議会として出すことに違和感を覚えるところであり、陳情者のいうところの「教育の機会均等を図るため」という文言と憲法上の要請である「一定水準の教育を受けられること」という部分は、必ずしもイコールとしきれないという認識であります。以上のことから、今回求められている4項目全てに賛同することができず、陳情者の思いとしても4項目全てを意見書として通したいとの発言もありましたので、よって本陳情は不採択との判断であります。ただし、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数にカウントすることは、豊かな学びの実現のため、また、長時間労働を是正に向けて教職員の働き方改革を進めていくためにも、これからも国への意見は上げていくべきであると申し添え、委員諸兄姉の御賛同を求め、私の反対討論と致します。

○委員長（平原志保君）

次に原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、賛成の立場から討論に参加します。陳情書の中にもありますとおり、この4項目、子供たちの教育環境の改善、教職員の長時間労働を改善するということは当然の求めだと思っております。二つ目の教育水準を上げるためには、やはり財政的に担保がなければならないという点でも、国庫負担が今3分の1になっておりますが、これを2分の1にすることも当然だと思います。そして中山間地域、離島が多い鹿児島県でありますけれども、やはり学校の統廃合はするよりもしないほうがいいと。これもやはり効率だけを求めたやり方ではなくて一人一人の子供たちに基礎的学力をしっかりと身に付けさせるという点でも理解ができるところです。そして特別支援学級の在籍の数等につきましても、今の御時世が特別支援学級も本当に増えてまいりました。これは現実、霧島市内の小学校、中学校を見ても明らかだと思います。と同時に、複式学級という点でも、数は少なくなってきましたけれども、やはり複式学級があるからはどうこうではなくて、基礎的学力を複式学級の中でもしっかりと付けさせていく。それと同時に学校の先生たちの職場をしっかりと担保する、職場を確保するという点でも、大いに今回の陳情につきましても賛同でき

るものであるということを申し添えまして、私の賛成の討論と致します。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第3号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者1名。起立少数と認めます。したがって、陳情第3号は不採択とすべきものと決定しました。それでは、先ほど今回のものは不採択となったわけですが、徳田委員から議提の提案がございましたけれども、そちらのほうを先にやってしまっていていいですか。休憩します。

「休憩 午前11時50分」

「再開 午前11時51分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど徳田委員から出されました議提の件です。委員会発議で意見書を提出するかどうかをお諮りしたいと思いますが、御意見をお願いします。

○委員（仮屋国治君）

昨年の9月定例会でも意見書を出して2項目については上げているわけですが、今回のそぐわないところがあったということで不採択となったわけですが、私は個人的には毎年1回ずつ上げるような意見書でもないのかなというふうに思っております。万が一提出ということになりましたら、先ほどの複式学級の点もですが、4点目の特別支援学級の点も、特別支援学校にもクラス編成基準というのがありますし、一概に言えるものなのかどうか疑問でありますので、上げられるのであれば3点目4点とも除いてということをお願いしたいと思います。

○委員（池田 守君）

同趣旨の陳情が昨年出されて、また議会としても意見書を提出しているわけですが、今回の場合は、4番目の特別支援学級在籍の児童生徒を交流学級の在籍数としてカウントするという点について、私はこれに関しては非常に興味を持っておりまして、賛成の立場なんですけれども、前は2項目について議決をしているわけですが、今回はまた新たな一つの形として、この一つを設けた形で私は出していただきたいという気持ちがあります。そして、今回、陳情第3号については不採択ということで委員会決定したわけですが、単に不採択で情報が発信されてしまうと、これが不採択だったんだと1、2項目が目立ってしまうので、この際、不採択ではあるけれども要旨としては採択の面が多いんだということで、徳田委員が提案されたことに賛成です。

○委員（前川原正人君）

大枠で考えると、不採択にはなったんですが、昨年のその実績等なども見たときに、やはり1、2項目、そして今池田委員もおっしゃったような4項目の部分。個人的な意見としては全体を採択すべきだという立場なんですけれど、やはり国に物を申していくんだという点では、少しでも改善ができればと。条件的に対応はあってもいいのかなというふうに思っております。

なので、不採択であったんだけど、意見書としては一番の主要部分、枝葉も大切ですけど根幹部分というのは意見書として出していくべきなのかなというふうに思います。四角四面に言えば全部を採択しないとだめというのが一番の思いではあります。小異を捨てないで大同につくという点でいけば、採択すべきかなと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは確認ですが、今回、委員会発議で意見書を提出するかを諮らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。それでは、委員会発議で意見書を提出することで御異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

それでは採決します。意見書提出に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立者6名ということで、賛成多数で提出するということにします。それでは内容を決めなければいけないので、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午前11時59分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず内容ですが、陳情で挙げてきているものが四つあるんですが、1、2、4で出すのか、従来どおりの1、2でいくのか、まずそこをお諮りしたいと思います。御意見ありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは多数決で決めさせていただいていいですか。では、まず1、2で出したほうがいいと思う方。2人。1、2、4で出したほうがいいと思う方。5人ということで賛成多数なので、1、2、4でまとめさせていただきます。こちらの内容ですが。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

委員長一任でいいですか。ではこちらでさせていただきます。

△ 陳情第5号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第5号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情について自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するかそれとも継続審査とするかをお謀りします。

〔「採決」と言う声あり〕

採決でよろしいですか。では採決することに決定しました。それでは陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第5号、障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情に対しまして、採択する立場で討論に参加したいと思います。陳情者の説明でもありましたとおり、医療費が少ないために面倒くささがあると。そして会計に時間が掛かったり、そして金銭的、身体的にも本当に厳しい状態であるということがこもごも語られました。やはりこれは福祉政策以前に障害者等の医療費の助成の制度というのは大いに現物支給にさせていただいて、そしてそのハンデが少しでも狭まるようなそういう施策が今後も必要でありますし、県はもちろんのこと、国も市もそうですが、金は掛かるとは思いますけれども、やはり償還払いではなくて現物支給ということで鹿児島県に大いに働きかけるべきだということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

先に賛成の方の発言がありましたが、反対の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う声あり〕

では討論を終わります。採決します。陳情第5号について採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、全会一致で採択すべきものと決定しました。ただいま、採択すべきものと決まりました陳情第5号については、会議規則第14条第2項の規定により、10月7日の本会議において、文教厚生常任委員長名で、意見書提出に関する議案を提出することになります。意見書の内容については、いかがいたしましょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

では、そのように致します。提出先については、意見書（案）では、鹿児島県知事宛となっていますが、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのように致します。本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのように致します。なお、今回は委員会から議案を提出する形となるため、通常の委員長報告は行いませんので、御承知おきください。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認です。まず、議案第57号、議案第65号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、陳情第3号について御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、本委員会に付託された事件についての審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査について、御意見はありませんか。7月25日に行った児童クラブの現状についてはどのように致しましょうか。ちなみに、必ずしも委員長報告を必要とするものではないということです。報告等を出したほうがいいのか。ここで休憩します。

「休憩 午後 0時 7分」

「再開 午後 0時 8分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。では、報告はしない方向でよろしいですね。以上で、閉会中の所管事務調査について、終わります。

△ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 0時 8分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保